

旭区公告 第 115 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 27 日

横浜市旭区長 堀口 和美



送達を受ける べき者の氏名 又は名称	齊藤 清志朗
送 達 す る 書 類	差押調書（謄本） R08-03-51-000433
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	